

避難所ガイドライン（案）

平成 2 8 年 3 月

内閣府（防災担当）

I 準備(災害発生前)

1. 避難所に係る平時の取組み

災害時の避難所については、発災してから準備をしては間に合いません。事前に、

1. 避難所の運営体制を確立する（取組指針〇ページ）

平時においては、災害対策本部体制が立ち上がっていないため、避難所の対応策は防災担当に任せきりになりがちです。避難所生活は住民が主体となって行うべきものですが、その運営をバックアップする体制の確立は、地方自治体の災害対応業務の根幹の一つと言えます。全庁で取り組む気概を持って、防災担当だけでなく、要配慮者担当などの複数の担当課が事前体制を組み、いざとなった時に備えるべきです。

2. 避難所の指定（取組指針〇ページ）

避難所の指定については、地域に想定される災害・被害に応じて注意深く進める必要があります。水害の危険性のある地域において、川沿いに避難所を設ける、土砂災害の危険性のある地域において山沿いに避難所を設ける、津波の危険性がある地域において海沿いに避難所を設ける等は避ける方向で検討すべきです。

また、避難者数の増加によって思いもよらない場所が避難所になる恐れがあると想定しておくことが重要です。

（避難所の備蓄）（取組指針〇ページ）

指定避難所には、備えておくべき資源（備蓄など）をあらかじめ準備する

食料・飲料水、トイレについては、あらかじめどのように避難所に送り届けるかを入念に準備する必要があります。

また、水害や津波、または土砂災害の危険がある地域については、備蓄物資の保管場所を建物の上層階にするなど、注意を払うべきです。貴重な備蓄資源が真っ先に被害にあうといった状況を避けなければなりません。

3. 初動の具体的な事前想定 （取組指針〇ページ）

避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所を運営するための体制の確立が求められます。原則的には「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます。そのために、行政職員、一般ボランティア、専門職能ボランティアに加え、警察や医療関係者が支援者となって、運営母体である地域を支える必要があります。発災後の運営体制の確立を円滑に進めるためには、行政が地域に働きかけ、避難所運営マニュアルの作成や、避難所運営訓練などを通じて、地域が主体となって避難所を運営していくことを周知・啓発しておきましょう。その際、女性の視点を取り入れることにより、より具体的な意見の反映が期待できます。

災害対策本部体系図（例）
挿入予定

1. 避難所運営体制の確立

項目	対策項目	枝番	活動内容	★主担当 ◎担当 ○支援	指示 したか	確認 したか	情報の入手元や 伝達先等	ポイント (留意事項、資料等)
1	災害対策本部・避難所支援班を確保する	1-1	庁内メンバー(防災、福祉、上下水道、・・・別表〇〇)の選定を実施する		☐	☐		
		1-2	庁外メンバー(社協、NPO・・・)の選定を実施する		☐	☐		
		1-3	災害対策本部内で避難所対策会議を実施する		☐	☐		
		1-4	避難所対策会議には、必要に応じてNPO、ボランティア等の代表の参画の呼びかけを実施する		☐	☐		
2	各避難所で避難所運営委員会を設置する	2-1	各避難所に運営委員会の確立を実施する		☐	☐		
		2-2	運営委員会は、避難者の代表、施設管理者、避難所派遣職員で組織する		☐	☐		
		2-3	運営委員会で定期的な会議を実施する		☐	☐		
		2-4	運営会議には、必要に応じてNPO、ボランティア等の支援者の参画の呼びかけを実施する		☐	☐		
3	各避難所派遣職員の基本業務を確立する	3-1	災害対策本部との連絡(通信)手段の習熟を実施する		☐	☐		
		3-2	災害対策本部・避難所支援班との連絡方法を確保する		☐	☐		
		3-3	避難所派遣職員の配備状況の報告を実施する		☐	☐		

項目	対策項目	枝番	活動内容	★主担当 ◎担当 ○支援	指示 したか	確認 したか	情報の入手元や 伝達先等	ポイント (留意事項、資料等)
		3-4	被害状況・被災者人数の把握、本部への報告を実施する		☐	☐		
		3-5	避難所内の情報管理・発信を実施する		☐	☐		
		3-6	避難所のトイレの状況把握を実施する		☐	☐		
		3-7	避難所の要望事項について本部への報告を実施する		☐	☐		
		3-8	災害ボランティア本部(社会福祉協議会)への派遣要請・調整を実施する		☐	☐		
		3-9	避難所派遣職員間の引継ぎ体制を確立する		☐	☐		